

# 船舶建造請負契約書

- 1 業務名 愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船の製造
- 2 契約金額 ￥ ー  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 3 業務期間 契約を締結した日から令和9年10月29日まで
- 4 契約保証金 円

愛媛県知事 中村 時広 (以下「甲」という。) と (以下、「乙」という。) とは、上記業務について、別記の条項により業務契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
氏 名 愛媛県知事 中村 時広

乙 住 所  
商号又は名称  
代表者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(建造仕様書、特記仕様書、建造設計書及び一般配置図をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする船舶建造請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 6 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(工程表等)

第2条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。乙は、工程表を変更したときは、その都度変更後の工程表を甲に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲

は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務を実施するにあたり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させると共に、甲に対する責任を共有させなければならない。

(業務遂行上の責任者)

第6条 乙は、業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に通知するものとする。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている建造材料、建造の施行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその建造材料、建造の施行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名及び職名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての乙又は乙の現場代理人若しくは副現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく建造の施行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、建造の施行状況の検査又は建造材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲は、2名以上の監督員を置いて、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務の調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(建造材料の品質及び検査等)

第10条 建造材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された建造材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。

4 乙は、業務現場内に搬入した建造材料を監督員の承諾を受けずに建造場所の外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された建造材料については、当該決定を受けた日から7日以内に建造場所の外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び業務記録の整備等)

第11条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された建造材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上建造の施行をするものと指定された業務については、当該立会いを受けて建造の施行をしなければならない。

3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定した建造材料の調査又は建造の施行をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。

4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく7日以内に乙の請求に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、建造材料を調査して使用し、又は建造の施行をすることができる。この場合において、乙は、当該建造材料の調査又は当該建造の施行を適切に行つたことを証する見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第12条 乙は、建造の施行部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められる場合にあつては工期又は請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼした場合にあつては必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、乙が第10条第2項又は第11条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、建造の施行部分を破壊して検査することができる。

3 前項に定めるもののほか、監督員は、建造の施行部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、建造の施行部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(履行完了の通知)

第13条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、完成及び建造の施行内容を明らかにする写真を添付した業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第14条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いの下、設計図書に定めるところにより、建造物件の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、業務目的物を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の規定による検査によって建造物件の完成を確認した後、乙が建造物件の引渡しを申し出たときは、直ちに当該建造物件の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の規定による申出を行わないときは、当該建造物件の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 乙は、建造物件が第1項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を建造物件の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第15条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、遅滞なく、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙からは是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払の遅延)

第16条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(前金払)

第17条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の建造物件の完成の時期を保証期限とする、この契約に定める義務の不履行、その他の事由によって生ずべき前払金に関する受注者の発注者に対する返還債務を、受注者と連帯して保証する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発

注者に寄託して、請負代金額の10分の3に相当する額以内の額の前払金の支払いを甲に請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の建造物件の完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2に相当する額以内の額の間前払金の支払いを甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 乙は、前項の間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 6 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）に相当する額から受領済の前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第18条まで、第21条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）に相当する額を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から20日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第18条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲と乙とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 9 甲は、乙が第7項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 10 乙は、第19条に規定する部分払（年度を超えて施行する必要がある業務（債務負担行為又は繰越明許費に係る業務）については、各年度末の部分払を除く。）の支払を請求した後にあつては、第4項及び第5項の間前払金を請求することができない。

（保証契約の変更）

第18条 乙は、前条第6項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に定めるもののほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したとき

は、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(部分払)

第19条 乙は、建造物件の完成前に出来形部分並びに搬入済の建造材料及び製造工場等にある工場製品の出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9に相当する額以内の額について、部分払を請求することができる。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は現場に搬入済の建造材料若しくは製造工場等にある工場製品の出来形部分の施工の内容を明らかにする写真を添付した書面をもって、甲に確認を請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、乙の立会いの下、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による通知があつたときは、部分払金の支払いを請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、甲甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第20条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変



令和8年度	3回
令和9年度	2回

(契約不適合責任)

第23条 甲は、完了した業務に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該業務のやり直し、追加施工等による履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約保証金の返還等)

第24条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第14条の規定により成果品の所有権が移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務内容の変更)

第25条 甲は、必要に応じ、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、契約金額又は業務期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第26条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(設計図書等に関する通知義務)

第27条 乙は、設計図書等によることができないとき又は設計図書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(設計図書の変更)

第28条 乙は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第29条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額（請負代金額から甲が確認した当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残請負代金額の1000分の15に相当する額を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

5 特別な要因により工期内に主要な建造材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（臨機の措置）

第30条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他建造の施行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項前段又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

（第三者による代理受領）

第31条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第15条又は第19条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する建造の施行中止)

第32条 乙は、甲が第17条又は第19条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、建造の施行の全部又は一部の施行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が建造の施行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、乙が業務の続行に備え建造現場を維持し、若しくは労働者、建造機械器具等を保持するための費用その他の建造の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の延長)

第33条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により業務期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、業務期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(損害の賠償)

第34条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第35条 業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第36条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第38条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第37条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

第38条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（セキュリティポリシーの遵守）

第39条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

（情報の持ち出し）

第40条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本事業実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した情報を実作業実施場所から持ち出してはならない。

（電磁氣的記録の返還等）

第41条 乙は、本事業実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した電磁氣的記録は甲へ返還又は廃棄処分しなければならない。

2 前項の返還又は廃棄処分 of 時期及び方法については、甲が別に定める。

(秘密の保持)

第42条 乙(乙の社員及び乙の指定する者を含む。)は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

3 乙は、第1項について業務従事者に周知し徹底させなければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第43条 第16条、第17条第9項及び第37条第2項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(変更の届出)

第44条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第45条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第46条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第47条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第48条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。